平成２３年（フ）第３６２８号
札幌市東区東雁来10条２丁目13番16―102号
債務者　大高　紘一
1　決定年月日時　平成24年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第３７号
札幌市中央区南13条西13丁目２番32―207号
債務者　竹本　広子
1　決定年月日時　平成24年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第５６号
札幌市中央区宮の森２条３丁目１番17―302号
債務者　天羽　昭彦
1　決定年月日時　平成24年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１６１号
札幌市白石区東札幌２条５丁目９番15―212号
債務者　佐藤　房子
1　決定年月日時　平成24年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２４７号
札幌市中央区南９条西12丁目１番26―502号
債務者　櫻田　佳子
1　決定年月日時　平成24年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２８３号
札幌市豊平区平岸２条13丁目３番14―702号
債務者　蓮池真由美（旧姓八重樫）
1　決定年月日時　平成24年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第３０９号
札幌市豊平区平岸４条８丁目４番19号　マンション登喜和12号
債務者　竹田　瑩子
1　決定年月日時　平成24年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第３２２号
札幌市東区北22条東17丁目３番14―103号
債務者　小野寺**眇**一
1　決定年月日時　平成24年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１０号
山形県酒田市緑町２番57号
債務者　小野美津子
1　決定年月日時　平成24年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月18日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２３年（フ）第３９０号
群馬県高崎市大沢町88番地１
債務者　高橋　正子
1　決定年月日時　平成24年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月18日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２４年（フ）第１２号
群馬県高崎市箕郷町西明屋98番地10
債務者　高鳥　智明
1　決定年月日時　平成24年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月18日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第９０９号
埼玉県狭山市柏原1034番地の３
債務者　田澤　弘伸
1　決定年月日時　平成24年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月18日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第４０号
埼玉県所沢市宮本町２―２―１　アーガスヒルズ54―401、住民票上の住所埼玉県所沢市美原町１丁目2924番地の32
債務者　高橋めぐみ
1　決定年月日時　平成24年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月18日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第５８号
埼玉県入間市東町１丁目17番26号　パークタウン103
債務者　星　　智喜
1　決定年月日時　平成24年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月18日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第８２号
埼玉県ふじみ野市福岡武蔵野10番３号　美山野ハウス307、前住所埼玉県ふじみ野市北野１丁目４番17号
債務者　道上　　浩
1　決定年月日時　平成24年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月18日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第９号
京都府京丹後市峰山町杉谷316番地
債務者　柏原　恵子
1　決定年月日時　平成24年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月18日まで
京都地方裁判所宮津支部

平成２３年（フ）第７６３９号
大阪市西淀川区野里１丁目１番６―502号
債務者　桧山　　浩
1　決定年月日時　平成24年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８７９３号
大阪府豊中市二葉町１丁目４番12号
債務者　藤原　正信
1　決定年月日時　平成24年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部